

## 新型コロナウイルス感染症の拡大にかかる 国民健康保険料の減免について

令和2年4月7日閣議決定した「新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）緊急経済対策」および国よりの事務連絡等を踏まえ、感染症の影響により世帯の主たる生計維持者の収入が減少等により国民健康保険料の納付が困難な世帯に対して保険料減免の申請を開始したので報告する。

### 1 対象者

- ① 感染症により主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯。
- ② 感染症の影響により主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入（以下「事業収入等」という。）の減少が見込まれ、次の⑦から⑨まですべてに該当する世帯。
  - ⑦事業収入等のいずれかの減少額が、前年の当該事業収入等の額の10分の3以上。
  - ⑧前年の総所得金額等の合計が1,000万円以下。
  - ⑨減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下

### 2 対象保険料

平成31年度分および令和2年度分の保険料のうち令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期限が設定されているもの。

### 3 減免額の算定方法

- A) 世帯の算定保険料
- B) 減少が見込まれる事業収入等に係る前年所得額
- C) 世帯全員の前年の合計所得金額
- D) 減額または免除の割合（前年の所得金額により2/10から10/10の割合）

$$(A \times B \div C) \times D = E \quad (減免保険料額) \quad A - E = 減免後の保険料額$$

### 4 周知について

区広報紙6月11日号、区ホームページ、「こんにちは国保です」（国民健康保険料通知書に同封）

### 5 財政負担

特別調整交付金の交付基準に基づき、国が全額負担

新型コロナウイルス感染症の影響により  
国民健康保険料の納付が困難な方のための減免制度について

**対象となる方**

1.主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った世帯

2.主たる生計維持者の事業収入等の額が前年の当該事業収入等の10分の3以上の減収となる世帯

**減免額の算定方法**

○対象1の場合：全額。

○対象2の場合：次のとおり。

※下図の保険料計算は、減免額の算定方法を簡素に示すことを目的としており、実際の保険料の計算とは異なるものです。

$$\text{世帯の年間保険料額(A)} \times \frac{\text{減少が見込まれる主たる生計維持者の事業収入等に係る前年所得(B)}}{\text{世帯全員の前年の合計所得金額(C)}} = \text{減免対象保険料額}$$

主たる生計維持者の前年の合計所得金額	300万円以下	400万円以下	550万円以下	750万円以下	1000万円以下
減免の割合(D)	10分の10	10分の8	10分の6	10分の4	10分の2

**例** 夫婦と子2人の4人世帯で前年の総所得金額等の合計額が401万円の世帯

<b>主たる生計維持者</b>		+	<b>妻</b>		=	<b>世帯の合計所得金額</b>	
給与収入	500万円		給与収入	120万円		給与収入	620万円
所得(B)	346万円		所得	55万円		所得(C)	401万円



主たる生計維持者の事業収入等が前年と比較して  
30%以上の減収が見込まれる

世帯の年間保険料額(A)	50万円
--------------	------



<b>主たる生計維持者</b>	
給与収入	300万円
所得	192万円

減免額の計算	50万円(A) × 346万円(B) / 401万円(C) × 8/10(D) = 345,137円(E)
--------	-------------------------------------------------------

減免後年間保険料額(A-E)	154863円
----------------	---------

**対象となる期間**

○令和2年2月1日から令和3年3月31日までの納期限の国民健康保険料に適用。